

TMI Associates Newsletter

WINTER 2015
Vol.22

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

P.1 ベトナムにおける汚職防止の現状(上)

P.3 米国知的財産関連判決の紹介

P.7 米国裁判例：第三者による付随的サービスの契約の成立が否定された事例

P.9 公知技術の認定を伴う非自明性の判断を巡る米国連邦巡回控訴裁判所の判決

P.11 平成26年改正景品表示法の概要と実務上の留意点

P.13 平成27年個人情報保護法改正に向けての諸論点～ビッグデータの利活用のために～

P.15 カナダ商標法改正について

P.18 賃料増減額確認訴訟における適正賃料の基準時

P.20 TMI月例セミナー紹介

ベトナムにおける汚職防止の現状(上)

— 弁護士 岡田英之

— 弁護士 小幡葉子

— 弁護士 小林 亮

— 法務 Nguyen Thu Huyen

第1 はじめに

ベトナムは、汚職防止の重要性を念頭に置き、従前から汚職防止に関する法律を整備してきた。最初の刑法である1985年刑法では、汚職諸犯罪にかかる規定が導入され、また、2005年には、汚職防止の基本法である汚職防止法も制定されて、現在まで度々改正されている。さらに、ベトナムは2003年に国連腐敗防止条約に署名し、2009年に批准した。2013年には、ベトナム共産党中央執行委員会政治局が共産党のリーダーらから構成される汚職防止中央指導委員会を設

立し、汚職防止活動を更に強化した。その結果、近年ベトナムの汚職防止活動は著しい成果を見せてきた。

本稿では、ベトナムにおける汚職防止に関する法律を紹介し(上)、次回はいわゆる「汚職大事件」と呼ばれる著名事件を取り上げる(下)。

第2 横領・贈収賄防止に関するベトナム法の概要

1 刑法

汚職行為に対する刑事責任は、刑法第15 / 1999 / QH10号(1999年成立、2009年一部改正)に定められている(Cf. ベトナム刑法(日本語訳) <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>)。

(1) 汚職に関する罪の概要

汚職に関する犯罪は、主なものとしては、財産横領罪(278条)、収賄罪(279条)、贈賄罪(289条)、

賄賂斡旋罪（290条）がある。その構成要件及び法定刑は以下の通りである。

	財産横領罪	収賄罪	贈賄罪	賄賂斡旋罪
主体	・ 刑事責任能力を有し、刑事責任年齢に達した者 ・ 職務・権限を有する者	・ 刑事責任能力を有し、刑事責任年齢に達した者 ・ 職務・権限を有する者	・ 刑事責任能力を有し、刑事責任年齢に達した者	・ 刑事責任能力を有し、刑事責任年齢に達した者
行為	職務・権限を利用し、自らが管理責任を有する財産を奪取する行為	職務・権限を利用して、直接に又は仲介を通じて金銭・財産若しくは物質的利益を受領した若しくは受領しようとする行為	贈賄	贈賄斡旋
財産の価値	原則として奪取する財産の価額が200万ドン以上であること、例外として、200万ドン未満であるが、①重大な被害を引き起こした場合、②その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した場合、③刑法第21章A節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した場合	原則として200万ドン以上の金銭等の授受等があること、例外として、200万ドン未満であるが、①重大な被害を引き起こした場合、②その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した場合、③刑法第21章A節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した場合	原則として200万ドン以上の金銭等の授受等があること、例外として、200万ドン未満であるが重大な被害を引き起こし、若しくは何度も違反した場合	原則として200万ドン以上の金銭等の授受等があること、例外として200万ドン未満であるが重大な被害を引き起こし、若しくは何度も違反した場合
刑罰	・ 2年～20年の有期懲役 ・ 無期懲役 ・ 死刑 [以下の刑を付加刑として併科できる] ・ 1年以上5年以下の間一定の職務に就くことを禁止 ・ 1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金 ・ 本人の財産の一部又は全部を没収	・ 2年～20年の有期懲役 ・ 無期懲役 ・ 死刑 [以下の刑を付加刑として併科できる] ・ 賄賂額の1倍以上5倍以下の罰金 ・ 財産の一部又は全部を没収	・ 1年～20年の有期懲役 ・ 無期懲役 [以下の刑を付加刑として併科できる] ・ 賄賂額の1倍以上5倍以下相当の罰金	・ 6ヶ月～20年の有期懲役 [以下の刑を付加刑として併科できる] ・ 賄賂額の1倍以上5倍以下相当の罰金

(2) 主体

財産横領罪及び収賄罪の主体は職務・権限を有する者であるが、刑法277条によると、職務を有する者とは、任命・選挙・契約又はその他の形態により給与を受給するか否かを問わず一定の公務の遂行を付託され、公務の遂行にあたって一定の権限を有する者をいう。

これに対して、贈賄罪及び賄賂斡旋罪の主体は、職務・権限を有することを条件とせず、いかなる者も刑事責任能力があればこれらの犯罪の主体となる可能性がある。

(3) 賄賂の価額

責任追及の根拠の一つとなる賄賂として提供される財産の価値については、1999年刑法では50万ドン（約2,800円）を基準としていたが、物価上昇等に鑑み、2009年改正法では200万ドン（約12,000円）に改正された。

(4) 法定刑

最も重い刑罰は死刑であり、財産横領罪・収賄罪のみに規定されている。1999年刑法では贈賄罪にも規定されていたが、2009年に廃止された。

なお、横領・贈収賄・贈収賄斡旋の行為を知っているにもかかわらず告発しなかった者は、刑法313条

に定める犯罪隠匿罪について刑事責任を追及される可能性がある（刑法22条）。

(5) 刑の減免等

贈賄を強要された者が、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任がないとみなされ、贈賄物として供した物を全て返還される。贈賄をした者が、強要された場合でなくても、発覚前に自発的に供述したときは刑事責任を免除され、贈賄物として供した物の一部又は全てを返還されることがある（以上289条6項）。また、賄賂斡旋者が、発覚前に自発的に供述すれば刑事責任を免除されることがある（290条6項）。

(6) その他の汚職に関する罪

汚職に関する犯罪としては、他には、財産を略奪するため職務・権限を濫用する罪（280条）、公務執行中の職務・権限の利用の罪（281条）、公務執行中の権限濫用過剰の罪（282条）、利得のために職務・権限を利用して他者に影響力を行使する罪（283条）、勤務上の偽造罪（284条）がある。

2 汚職防止法

ベトナムの汚職防止に関する規定は、汚職防止法第55 / 2005 / QH11号（2005年成立、2007年及び2012年一部改正）及びその施行細則法令にも置かれている。汚職防止法は、汚職行為に対する防止・摘発、汚職防止活動における国家機関・組織・個人の責任を規定するものである。

(1) 汚職行為

汚職防止法上の汚職行為は以下のものを含む（3条）。

- ①財産の横領
- ②収賄
- ③地位・権限を濫用し、財産を独り占めする行為
- ④私利のために任務・公務を実施する際に地位・権限を利用する行為
- ⑤私利のために任務・公務を実施する際に職権濫用する行為
- ⑥私利のために地位・権限を濫用し、他人に影響を与える行為
- ⑦私利のため業務上書面を偽造する行為
- ⑧地位・権限のある者が自分の機関・組織・地方の事務を解決するために贈賄・贈賄の斡旋をする行為
- ⑨私利のため、地位・権限を濫用し、国家の財産を違法に利用する行為
- ⑩私利のため嫌がらせをする行為
- ⑪私利のため任務・公務を実施しない行為
- ⑫私利を得る目的で違法な行為を行った者を隠すために地位・権限を濫用する行為、又は、政府の検査・会計監査・調査・起訴・裁判・判決執行の活動を

妨害し違法に干渉する行為

(2) 主体

上記の汚職行為はいずれも職務・権限を有する者のみを対象としている（1条2項）。汚職防止法の下では、この「職務・権限を有する者」が刑法よりも更に明確に定められ、公務員・幹部等、士官・軍人等、国営企業の役員・国家が出資した企業における国家の代表者、任務・公務の遂行にあたって権限を有する者が含まれるものと規定する（1条3項）。

(3) 懲戒処分及び刑事処罰

汚職防止法が定める上記の汚職行為は、公務員等

の懲戒事由を定めるものである。同法で規定する汚職行為を行った者は、その性質・程度によって、懲戒処分の対象となる。

さらに、公務員等の汚職行為が、刑法上の犯罪構成要件を満たせば、刑法に基づいて刑事責任を追及される。すなわち、ベトナムには特別刑法がなく、刑事罰の根拠となるのは汚職防止法ではなく刑法のみとなっている。また、汚職行為について確定した有罪判決を受けた者は解雇処分を課される（以上69条）。

以上

弁護士
岡田英之
(1963年生)

Hideyuki Okada
直通 / 03-6438-5527
MAIL / hokada@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャー・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / アジア

【登録、所属】

第二東京弁護士会(1995)
ベトナム外国弁護士(2011)

弁護士
小幡葉子
(1960年生)

Yoko Obata
直通 / 03-6438-5717
MAIL / yobata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

アジア / 一般企業法務 / M&A / コーポレートガバナンス

【登録、所属】

東京弁護士会(1992)
ベトナム外国弁護士(2013)

弁護士
小林 亮
(1984年生)

Ryo Kobayashi
直通 / 03-6438-5460
MAIL / rkobayashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商標 / 特許 / ブランド / 知財訴訟・審判 / アジア / 不正調査

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2011)
ベトナム外国弁護士(2014)

法務
Nguyen Thu Huyen
(1989年生)

Nguyen Thu Huyen
MAIL / hnguyen@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 消費者関連法 / 労働法 / 不動産 / アジア

米国知的財産関連判決の紹介

— 弁護士 関 真也

第1 はじめに

2014年に米国で出された知的財産関連判決を3件紹介し、それぞれの判決について注目すべき点を簡単に解説する。はじめに、インターネットを用いたTV番組配信サービスが著作権（実演権）を侵害するか否かが争われ、クラウドサービスなど関連技術への影響も含めて注目を浴びたAereo事件合衆国最高裁判決を紹介する。続けて、非伝統的商標である風味の商標及び料理の盛り付けのトレード・ドレスについて保護の可否が争われたテキサス州の事案⁽¹⁾、最後に、パブリシティ権の譲渡可能性が争われたカリフォルニア州の事案を紹介する。

第2 Aereo事件合衆国最高裁判決

■ 事案の概要

Aereoは、加入者がインターネットに接続した機器でTV番組を視聴することができるサービスを提供していた。Aereoのサービスでは、加入者がウェブサイト上でTV番組を選択すると、Aereoが管理する多数のアンテナ（10センチ硬貨大）のうちの一つが当該加入者に割り当てられ、選択されたTV番組を受信する。そして、当該番組は、インターネット送信に適したデータに変換された上でAereoのハード・ドライブにある当該加入者用のフォルダに一時的に保存され、数秒後に当該加入者のコンピュータ等の機器にストリーム配信されるようになっていた。ここで技術的に重要な点は、複数の加入者がたとえ同じ番組を視聴する場合であっても、各加入者のために1つずつのコピーが作成され、かつ、そのコピーが、各加入者に割り当てられたアンテナを通じて当該加入者にのみ配

信されるという点である。かかるサービスについて、ABCは、実演権（the right of public performance）の直接侵害を主張し、暫定的差止め（preliminary injunction）の申立てをした。

争点は、①かかるサービスにおいてAereoが実演（“perform”）しているか否か、及び②実演しているとして、その実演は公衆に対するものか（“publicly”）、という2点である。

原審（第2巡回区控訴裁判所）は、Aereoが、番組を選択した加入者用のコピーを作成し、それを当該加入者にのみ送信していることから、当該送信は公衆に対するものではないと判断した。しかし、合衆国最高裁判所は、Aereoの行為は公衆に対する実演であると判断し、原判決を破棄・差し戻した。

2 合衆国最高裁判所の判断

(1) 争点①：「実演」の主体について

Aereoは、自らはアンテナ等の装置を提供しているにすぎず、その装置は加入者の指示にตอบสนองして番組を送信しているのであるから、Aereoの装置を使用して「実演」しているのはAereoではなく、加入者のみであると主張した。しかし、合衆国最高裁判所は、Aereoの主張を退け、Aereoが「実演」の主体であると認めた。その根拠は、1976年著作権法改正における議会の意図に大きく依拠したものであった。

1976年著作権法改正は、Community Antenna Television (CATV) システムが放送番組の著作権を侵害しないと判断した2件の合衆国最高裁判決⁽⁴⁾を受け、(たとえそれが単に放送TV信号を受信する視聴者の能力を向上させるにすぎない場合であっても) CATVを著作権法による規制対象とするため、(i) 視聴覚著作物の「実演」とは、一連の映像を見せ、又はそれに伴う音声を聴かせることであるとし、また、(ii) 送信条項 (the “Transmit Clause”) を制定し、実演を公衆に対して送信した場合に、当該送信者は公に実演したことになるものとした。本件において、合衆国最高裁判所は、Aereoの行為が、加入者が放送とほぼ同時にTV番組を視聴できるようにするサービスを有償で提供しているという点で、「議会が規制対象に含めようとしたCATV事業者の行為と実質的に類似」しており、両者の技術的な相違点 (CATVシステムでは絶えず視聴者にTV番組を送信しているのに対して、Aereoのシステムでは視聴者が見たい番組を指示するまで送信しないという相違点) は重要ではないとして、Aereoは「実演」の主体であると判断した。

(2) 争点②：「公衆」に対する実演

Aereoは、送信されたTV番組は1人の加入者によってのみ受信可能であるから、Aereoは「公衆」に対して実演を送信しているわけではないと主張した。しか

し合衆国最高裁判所は、この点に関しても、送信条項の立法目的を根拠にAereoの主張を退けた。すなわち、Aereoの商業的目的はケーブル会社のそれと何ら異ならないから、「議会は、ケーブル会社による無許諾の行為から著作権者を保護するのと同様に、Aereoによる無許諾の行為からも著作権者を保護することを意図していたというべきである」とし、1つのアンテナから複数の加入者に送信されるか (CATV)、それとも1人の加入者にのみ送信されるか (Aereo) という目に見えない技術的相違点を重要視せず、AereoのサービスもCATVと同様に「公衆」に対する実演 (送信) として捉えるべきであるととした。

また、合衆国最高裁判所は、「公衆」に対する実演と言えるためには、その相手先が、家族及び友人以外の多数人 (相互に関係がなく、知り合いではない多数人) であること、及び、その多数人が、著作物の所有者ないし保有者たる資格において受信したのではないことが重要であると述べるとともに、かかる「公衆」の構成員が送信を受信する場所や時が同じであるか否かにかかわらずとし、いずれの観点からもAereoは「公衆」に対して実演したと判断した。

3 コメント

(1) 本判決の射程

本判決に関する最大の関心事の1つは、その射程、すなわちクラウドストレージサービスなどの他の技術に対する影響である。

この点、合衆国最高裁判所は、本判決は審理対象であるAereoのサービスに限って判断を示したものであり、他の技術を使用したサービスについて何らの判断も示すものではないことを強調している。しかし、本判決は、背後にある技術の相違に重きを置かず、事業者の商業的目的と視聴者の視聴体験 (その技術が視聴者に見える形で実現するサービス内容) に注目してCATVとの類似性を判断する手法を用いており、しかも、技術がどの程度相違すればCATVと類似しないと判断されるのかについて明確な基準を示していないため、その射程が広くなりすぎる可能性を秘めている⁽⁵⁾。

もっとも、本判決には、その射程を限定する手掛かりとなり得る判示部分はいくつかある。例えば、本判決は、「公衆」の範囲は、コンテンツの所有者又は保有者として送信を受信する者には及ばない旨判示している。このことから、クラウドストレージサービスの利用者がコンテンツを購入してクラウドに保存し、個人的に又は家族・友人の範囲内で、都度送信を受けて視聴するような場合には、「公衆」に対する送信ではな

いという理由で公の実演権侵害とはならないことになると思われる。この点は、近時の下級審裁判例にも表れている。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、2015年1月20日、Aereoと同様にTV番組が放送されるのとはほぼ同時に加入者が携帯端末でTV番組を視聴することができるDish Network LLCのサービス(DISH Anywhere)について、Aereo事件とは逆にTV放送会社の実演権を侵害しないとの判決をした。⁽⁶⁾同サービスにおいて、Dishは、Aereoとは異なり、TV番組の再送信につきライセンスを得ており、加入者は自身の家庭のSTV/DVR及び許可を得てセットトップボックスに録画されたコンテンツにアクセスするためにのみDISH Anywhereを利用することができることとされていた。裁判所は、「DISH Anywhereの根本的な機能は、すでにユーザーの家庭内ハードウェアに適法に保存されたプログラムを、ユーザーのインターネットに接続された携帯端末に送信することである」とし、Aereo事件合衆国最高裁判決の射程はDISH Anywhereには及ばないとした。

(2) 直接侵害の主体：間接侵害との区別

本判決に対しては、直接侵害と間接侵害の区別を曖昧にするおそれがあるという懸念も示されている。従来判例によれば、直接侵害責任を負うのは、特定の著作物に対して向けられた「意思に基づく行為」(“volitional conduct”)をした場合に限られる。そして本判決の反対意見によれば、視聴するコンテンツの選択という行為が本件における「意思に基づく行為」であり、それをしたのはAereoではなく加入者ということになるから、Aereoの直接侵害は成立せず、間接侵害の成否を検討する必要がある。しかし、本判決は、Aereoが「意思に基づく行為」をしたのかを検討しないまま直接侵害を肯定した。

本判決が、CATVと実質的に類似するサービスについては「意思に基づく行為」を要せずに直接侵害が認められるとする趣旨なのかは明らかではないが、そうだとすれば、直接侵害は、「意思に基づく行為」の立証を要する従来の類型と、「意思に基づく行為」を要せずCATVとの実質的類似性を立証すべき類型とに分かれ、両類型及び間接侵害を正しく区別しないと、事案に応じた適切な主張立証ができないことになるおそれがある。この点、DISH Anywhere事件判決は、Aereo事件合衆国最高裁判決が「意思に基づく行為」の理論を一概に放棄したと考えるべきではなく、同理論の存在を前提に整合的に理解できると述べている。今後の裁判例の動向に留意する必要がある。

第3 風味の商標及び料理の盛付けのトレード・ドレス (テキサス州)

1 事案の概要

原告はレストランのフランチャイザーである。原告は、被告ら(1人は原告の元 Vice President)が、原告のレシピ及び仕入先等を使用して別のレストランチェーンを創設することを企てたと主張して、本件訴訟を提起した。

原告は、特別に調達したブランド原料並びに革新的な調理及び保存技術によって原告の商品の独特な風味が実現されており、被告らがこれらの原料及び調理・保存技術を使用することによって、その製品の独特な風味に係る商標的利益を侵害・希釈化されたと主張した。また、原告は、顧客に提供する商品の独特な見栄えについて、トレード・ドレスとしての保護を主張した。

2 裁判所の判断

(1) 料理の風味は商標として保護されるか

裁判所は、まず、「風味が商標として機能し得ないとする特別な法的ルールはな」と述べ、出所識別力を有する限り商標として保護の対象となり得るとした。もっとも、風味は、一般的に、商標としてではなく商品の特性として認識されるため、色や香りと同様に、本来的に識別力を有するものではない。したがって、風味が有効な商標として機能し得るのは、「風味が識別性ないしセカンダリー・ミーニングを獲得したときだけである」とされた。

次に、風味が識別性ないしセカンダリー・ミーニングを獲得したときであっても、商品の機能的特徴は商標として保護されない。裁判所は、Qualitex事件合衆国最高裁判決⁽⁷⁾を引用し、「商品の特徴が物品の使用若しくは目的にとって不可欠である場合、又はその特徴が物品の費用又は品質に影響を与える場合、すなわち、その特徴の独占的使用によって、競業者が、信用に関連しない著しい不利益を被る場合」に、当該特徴は機能的特徴に該当するとした。

その上で、「人は、もちろん、空腹を防ぐために食べるのであるが、食べ物他の主要な特性は、(とりわけ、顧客が単に空腹を満たすために支払うのよりも高い料金を支払うレストランの料理においては)その風味である。食べ物の風味は明らかにその品質に影響を与えるものであり、したがってその商品の機能的な要素である。」とし、結論として商標権に基づく請求を棄却した。

(2) 料理の盛付けはトレード・ドレスとして保護されるか

裁判所は、「盛付けが本来的に識別性を有し、又はセカンダリー・ミーニングを獲得し、それがいかなる

機能的な目的をも果たさず、かつ混同のおそれがある場合には、トレード・ドレスの侵害を立証できる可能性がある。」と述べ、料理の盛付けについてトレード・ドレスによる保護の可能性があることを明らかにした。しかしながら、どの盛付け方法がトレード・ドレスとして保護されるべき利益を有するのか、何によってその盛付け方法の識別性及び非機能性が基礎付けられるのか、並びに何がそれらを侵害しているのかを原告が主張しなかったため、トレード・ドレスに基づく主張は認められなかった。

③ コメント

風味及び盛付けは、新しいタイプの商標として今回日本で導入されるものではないが、不正競争防止法による保護を含めた非伝統的商標の保護に関する議論の参考になるものと思われる。

風味の商標及び盛付けのトレード・ドレスのいずれも、①識別性ないしセカンダリー・ミーニングの獲得、②機能性の有無、及び③混同のおそれの有無という枠組みで侵害判断がなされる点で共通する。もっとも、裁判所は、盛付けのトレード・ドレスに関する原告の主張は、風味の商標の主張よりも厳密な検討に値すると述べており、盛付けの方が保護の範囲が広いことを示唆している。たしかに、食べ物一般の特性に照らして、機能的でない風味を想定する余地は少ないであろう。しかし、料理を「目で楽しむ」という表現があるように、盛付けも料理一般の特性であり、盛付けの良し悪しが商品の品質に影響を与えるとも言える。そう考えたときに、風味と盛付けの保護範囲にどれほどの差があるのかは疑問の余地がある。

もっとも、トレード・ドレスの場合には、それを構成する要素が1つである必要はなく、複数の要素を組み合わせることで1つのトレード・ドレスとし、その保護を求めることができる（保護が認められるかは別問題である。）。複数の食材の組み合わせや配列を盛付けのトレード・ドレスとして主張してもよいし、店名があらわれた皿を構成要素に加えてもよいだろうし、複数の料理の組み合わせでも構わない。このような場合、その中の構成要素の1つに機能的特徴があったとしても、それだけでトレード・ドレス全体としての保護を否定されるわけではない。したがって、トレード・ドレスとしての保護を求める場合には、識別性ないしセカンダリー・ミーニング、機能性、及び混同のおそれの問題を考慮に入れて、いかなる要素を組み入れてトレード・ドレスとして構成するかが重要である。しかし、本件では原告がそれについて十分な主張をしなかったため、残念ながら詳しい判断はなされなかった。

第4 パブリシティ権の譲渡可能性(カリフォルニア州)

① 事案の概要

原告は、個人の肖像権の保護を専門とする会社である。訴外モデル2名（本件モデル）は、被告らが、本件モデルの同意なしに、本件モデルの画像を被告らの美容医療サービスの宣伝のためにウェブサイト上で使用していることを発見した。その後、本件モデルは、本件モデルの画像に係る不正使用に関して訴えを提起する権利を原告に譲渡し、原告は被告らに対して訴えを提起した。

争点は、カリフォルニア州におけるパブリシティ権⁽⁸⁾の譲渡可能性であった。一審は、「パブリシティ権は人格権の性質を有するものであり、したがって譲渡することができない」と結論付け、原告は本件モデルに代わって訴えを提起する当事者適格を有しないとした。

② 裁判所の判断

(1) 概要

本判決は、後記(2)及び(3)のように述べ、パブリシティ権は、人の肖像の商業的使用に由来する金銭的な利益にのみ関わるものである場合には、譲渡可能であるとし、原判決を破棄した。

(2) パブリシティ権によって保護される金銭上の利益は譲渡可能である

パブリシティ権は、人格権の性質を有する権利であり、当該人物の生存中に行使される必要があるが、氏名及び肖像を使用する権利の、その権利者による譲渡は、当該権利の行使と同列に論じられる。これを言い換えれば、当該権利の人格権の性質は、誰がその権利を譲渡することができるのかを制約するのであって、パブリシティ権が譲渡可能であるか否か自体を制約するものではない⁽⁹⁾。

(3) 肖像の不正使用に係る訴訟原因は譲渡可能である

次に、裁判所は、仮にパブリシティ権が譲渡可能であるとしても、本件モデルの画像の不正使用について「訴訟を提起する権利」それ自体には譲渡性がないとの主張につき、次のとおり判示した。

パブリシティ権は人格権の性質の権利であるが、このことは、単に、権利者が、当該権利者の生存中にその権利を譲渡する独占的な権限を有することを意味するに過ぎない。プライバシーの範疇に属する他の利益とは異なり、パブリシティ権は財産的利益を保護する権利である。

“Things in action”⁽¹⁰⁾は譲渡可能であることが原則であり、それに対する例外は、名声や感情、あるいは婚約のように純粋に人格的な性質の契約に対する不法行為等に限られる。本件において、原告は、本件モデルの

名声や感情等に対する損害を主張して訴えを提起したのではなく、被告らによる本件モデルの画像の商業的な不正使用につき、金銭的な損害のみの賠償を求めている。原告の請求は純粋に金銭的な利益に関するものであるから、原則に従い、本件の請求に係る“things in action”は譲渡可能であり、原告はその権利に基づき本件訴えを提起することができる。

3 コメント

パブリシティ権の法的性質の捉え方を考える上で興味深い判決である。

第1に、人格権としてのパブリシティ権の「譲渡」を「行使」の一環と捉え、本人の意思をより尊重する姿勢がうかがわれる。日本法では、人格権は一身専属権であり、故に譲渡し得ないという考え方が強いと思われるが、カリフォルニア法では、譲渡の場面においても、権利者（パブリシティ価値の源泉たる本人）の人格的判断としての自由な意思決定が、パブリシティ権の人格権的性質の核心であると考えられているようである。

第2に、原告が訴状で特定する損害の内容・性質に応じて譲渡性を判断する手法をとっていることから、パブリシティ権の人格権的性質と財産権的性質が併存するものであることを認めると同時に、両性質を明瞭に区別し、いずれか一方を抽出して取り扱うことを可能としているように思われる。もっとも、カリフォルニア州法下の“things in action”の譲渡という日

本法とは異なる制定法上の概念が問題となっているため、日本法への応用を考えるに当たっては注意が必要である。

以上

- (1) *ABC, Inc. v. Aereo, Inc.*, 134 S. Ct. 2498 (U.S. 2014).
- (2) *N.Y. Pizzeria, Inc. v. Syal*, 2014 U.S. Dist. LEXIS 148686, 112 U.S.P.Q.2D (BNA) 1610 (S.D. Tex. Oct. 20, 2014).
- (3) *Timed Out, LLC v. Youabian, Inc.*, 177 Cal. Rptr. 3d 773 (Cal. App. 2d Dist. 2014).
- (4) *Fortnightly Corp. v. United Artists Television, Inc.*, 392 U.S. 390 (U.S. 1968); *Teleprompter Corp. v. Columbia Broadcasting System, Inc.*, 415 U.S. 394 (U.S. 1974).
- (5) Harvard Law Review Association, *Copyright Act of 1976-Transmit Clause-ABC, Inc. v. Aereo, Inc.*, 128 Harv. L. Rev. 371, 379-80 (2013).
- (6) *Fox Broadcasting Co. v. Dish Network LLC*, 12-cv-4529 (C.D. Cal. 2015).
- (7) *Qualitex Co. v. Jacobson Prods. Co.*, 514 U.S. 159, 165 (U.S. 1995).
- (8) カリフォルニア州において、パブリシティ権は、他人をして、権利者の氏名、声、署名、写真、又は肖像の商品化を通じて生じた経済的価値を不正使用させない制定法及びコンモン・ロー上の権利である。
- (9) なお、California Civil Code §3344.1は、死者のパブリシティ権について、死者の氏名、声、署名、写真、又は肖像をコントロールする権利は、死亡の時点で存在したとみなされ、当該死者の死亡日において有効な当該死者の遺言書のもとでその取得者に授与される財産的権利であると規定している。
- (10) “A thing in action”とは、金銭その他の私有財産を裁判手続によって回復する権利のことをいう(California Civil Code§953)。

弁護士
関 真也
(1984年生)

Masaya Seki
直通 / 03-6438-5349
MAIL / mseki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

メディア / エンタテインメント / スポーツ / 商標 / 特許 / 知財
訴訟・審判 / 著作権 / 知財トランザクション(技術移転・特許
買・ライセンス) / 知財戦略支援

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2008)

米国裁判例：第三者による付随的サービスの契約の成立が否定された事例

— 弁護士 波多江崇

契約の成立には、原則として、当事者の合意が必要である。もっとも、複数の事業者が関わる場面等では、契約の成否の認定は必ずしも容易ではない。本稿では、自動車の売買に伴う衛星ラジオサービス契約の成立が否定された、米国第9巡回区控訴裁判所判決（*Knutson v. Sirius XM Radio Inc.*, 771 F.3d 559 (9th Cir. 2014) (11月10日))を紹介する。なお、争点に関する適用法令はカリフォルニア州法である。

第1 事実の概要

2011年11月、原告がトヨタからトラックを購入したところ、このトラックには、被告会社が提供する衛星ラジオサービスを90日間無料で「お試し」できるサービスが付加されていた。原告はアカウントを作成し、被告会社の提供する衛星ラジオの利用を開始した。

トラック購入の約1か月後、被告会社から原告にウェルカ

ムキットと呼ばれる書類一式が郵送された。これには衛星ラジオ「お試し」利用契約書が同封されており、これによれば、サービスの利用によって利用者は法的に同契約に拘束され、「お試し」利用開始後3営業日以内に契約のキャンセルを行わない限り、「お試し」利用につき、同契約に同意したものとみなされることとされていた。この契約書には、契約に関する全ての紛争は、仲裁によって解決すべき旨の仲裁条項及びクラスアクションに基づく請求を放棄する条項が含まれていた。原告は、この契約書を見ることさえしないまま、その後も衛星ラジオサービスを利用した。

原告は、「お試し」期間中に、被告会社から、事前承諾のない販促目的の電話を3回受けたため、この電話がTCPA (Telephone Consumer Protection Act) に違反するとして、2012年2月、被告会社に対して、損害賠償を求めるクラスアクションを連邦地裁に提起した。被告会社は、原告は契約書を見て、キャンセルする機会があったのにそれをしなかったのみならず、契約書受領後も被告会社の提供するラジオサービスを利用し続けたのであるからこれにより同契約に承諾していると主張し、仲裁条項を理由に仲裁手続への移行を求めた。原告は、承諾又は拒絶する機会すらなかったため、仲裁条項は成立していないと主張したが、2012年5月、地裁は被告

会社の主張を容れ、仲裁を義務付ける判断を下した。原告控訴。

第2 判旨：破棄差戻

① 自動車購入時における契約の成立について

仮に被申込人による明白な承諾の意思表示があったとしても、被申込人が、曖昧な性質の契約に含まれた明白でない契約条項を認識していなかった場合には、契約の拘束力は生じない。また、仲裁条項が成立するためには、契約当事者が十全に、かつ、明確にその条項につき理解していなければならない。本件の原告は、自動車を購入した時点では、被告会社から何らの書面も受領しておらず、被告会社と契約関係に入ることさえ認識していなかったものであり、また、仲裁条項について両当事者が交渉等した事実もないことから、合理的一般人を基準としたとき、自動車購入時に原告が被告会社とも契約関係に入ったとみることはできない。

② 契約書受領後の利用継続による契約の成立について

原告は被告会社と契約関係に入ること自体を認識しておらず、原告にはウェルカムキットに含まれていた契約書を読む理由がないから、原告に契約キャンセル等の連絡を要求することはできず、原告が、契約書受領後に衛星ラジオサービスを利用し続けたことは、承諾とならない。

第3 本判決から学べること

① リスクと対策

まず、利用者がサービスの存在やその内容につき認識し、サービスを楽しんでいた場合でも、そのサービスに関わる契約の成立が否定される場合があることを確認すべきである。本判決は、被告会社による対処法として、契約当事者である自動車の売主が、自動車売買契約内で、あるいは締結に際して、被告会社の衛星ラジオサービスの存在や被告会社との契約について容易に明示することができたことを指摘している（但し、このような手法は必ずしも現実的でないとする批判も既に存する。）。本件に即して言えば、タッチパネル式のディスプレイが車内に装備されているのであれば、その画面上での同意等を求める方法も考えられたかもしれない。事業者としては、利用者に明確にサービス内容や契約関係について認識してもらうことが基本となる。

② 類似の事例

① 事後的な契約書の交付（terms-later contracting）

一般論として、契約書の交付や署名がサービス提供開始の後になってもよい場合はある。本件で被告会社は、有料テレビ放送の申込・サービス提供開始後に契約書が郵送された事例で、その契約書に含まれた仲裁条項の効

力が認められた先例⁽³⁾を引用した。しかし、本判決は、同先例では有料テレビの受信装置をまず購入するという事実関係が先行しており利用者が有料テレビ放送を申し込むことを自発的に選択していたのに対し、本件では原告がトヨタ以外の者と契約すること自体を認識していなかったと述べ、その先例と本件は決定的に異なると述べている。本件の「付随的な」サービス契約の特殊性が出ているといえるだろう。

② 利用者が第三者のサービスに関して一定の積極的行為を行った場合

本判決が言及するもう一つの先例は、オンライン販売ウェブサイトにおいて商品Aを購入した際に、購入者が別のサービスBを提供する第三者（被告）のウェブサイトに誘導され、個人情報等を入力し、その後被告から契約条件を含んだEメールを受信した事例で、サービスBに関する契約中の仲裁条項の成否が争われたものである。個人情報等入力画面には、小さな文字で、サービス停止は自由であり、1か月の無料期間の終了前に電話にてキャンセルできるとの趣旨の記載がされていたが、仲裁条項の記載はなかった。この先例では、原告の十分な認識がないとの理由で仲裁条項の有効性は否定され⁽³⁾、数か月にわたる利用料の自動引落しによっても仲裁条項は有効にならないとされた。このように利用者が個人情報等の入力をし、その後Eメールを受信していたとしても、合意の成立が否定されたのであるから、それより利用者の認識が乏しい標題の事案でも契約の成立は否定されると本判決は述べている。契約の成立に比較的厳しい態度を取っている点で、これも参考になる先例だといえる。

③ Internet of Thingsの時代を踏まえた射程

IoT（Internet of Things）又はM2M（Machine to Machine）の時代を踏まえると、本判決の射程に入る事例は増えるかもしれない。例えば、今後は、ある機器が当初想定していなかった別の新しい機器と接続する、それまで閉じていた複数の小さなネットワーク同士が接続して大きなネットワークに一元化する、又は新たな事業者により新たなサービスが事後的に追加されるなどといった事態が生じ得る。このようにして利用者が認識していないサービスについて、あるいは利用者が認識していない事業者との関係で、契約の成否が問題になることは増える可能性があり、本判決の考え方はそのような場面でも参考になると考えられる。

同時に、将来的には、ディスプレイがない機器・ウェアラブルデバイス、その他の日用品等もインターネットを介して相互に接続することにより、いわゆるクリックラップのような従前あまり問題が少ないとされてきた手法さえ用い難い状況になる可能性がある点にも留意する必要がある。

るだろう。⁽⁵⁾

4 TCPA訴訟の急増

本件で原告が被告会社を提訴するきっかけとなったのは、承諾のない販促目的の電話（TCPA 違反行為）であった。TCPA 違反があった場合、違反件数に比例して訴額が巨額化する傾向があるほか、多くの場合クラスアクションになる。ここ数年の米国での TCPA 違反に基づくクラスアクションは爆発的に増加しているといっており、注意が必要である。

以上

- (1) 契約成立を正当化する理論としては、例えば、いわゆるシュリンクアップ契約の理論や、基本合意成立後の契約書送付等によって契約内容が追加変更されるとみる考え方等がある。
- (2) *Bischoff v. DirecTV, Inc.*, 180 F. Supp. 2d 1097 (C.D. Cal. 2002)
- (3) (1) 事後的に送信された契約条件が契約の内容となったような当事者間の過去の取引関係がなかったこと、(2) 仲裁条項の内容とサービスBの内容との関連性がないこと等からシュリンクアップ契約と同様には考えられないこと、(3) 通常事後的に送信されるEメールに契約条件等が含まれるとは考えられないこと等が理由として挙げられている。

(4) *Schnabel v. Trilegiant Corp.*, 697 F.3d 110 (2d Cir. 2012)

(5) 本判決は、契約の成立について判断したものの、プライバシー（個人情報）保護に関する同意の取得に関しても、どこまで顧客の認識を求めるとかという意味で類似の問題を生じる可能性があることが想起される。特に、常時データを収集し続ける機器やディスプレイのない機器等に関しては、通知と選択可能性を与えた上で同意を得るというFIPPs (Fair Information Practice Principles) の基本ルールは現実的に維持できないとして、全く新しいルールを模索する意見も有力に主張されており、今後のルール作りの方向性が注目される。この点に関し、1月27日にFTC (連邦取引委員会) が公表したIoTに関するレポートは、製品販売時における選択可能性の提供、ビデオチュートリアル利用、QRコードの添付、管理ポータルサイトやアプリの活用等の具体的な実務上の対応策についても言及しており、参考になる。

(6) 2014年8月には、TCPA訴訟で7550万ドルの和解額を支払ったとされる事例が出た。また、12月に被告会社の責任を認める中間判断がなされた事案では、賠償額がこの額をはるかに上回るとも予想されている。

弁護士

波多江崇

(1978年生)

Takashi Hatae

直通 / 03-6438-5700

MAIL / thatae@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 刑事訴訟 / 一般企業法務 / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / IT通信 / 特許

【登録、所属】

東京弁護士会 (2006)

公知技術の認定を伴う非自明性の判断を巡る米国連邦巡回控訴裁判所の判決

K/S Himpp v. Hear-Wear Technologies, LLC, (No.2013-1549)

判決日 2014年5月27日

裁判官：ローリー判事、ダイク判事、ワラック判事

—— 弁理士 大貫敏史

第1 事件の概要

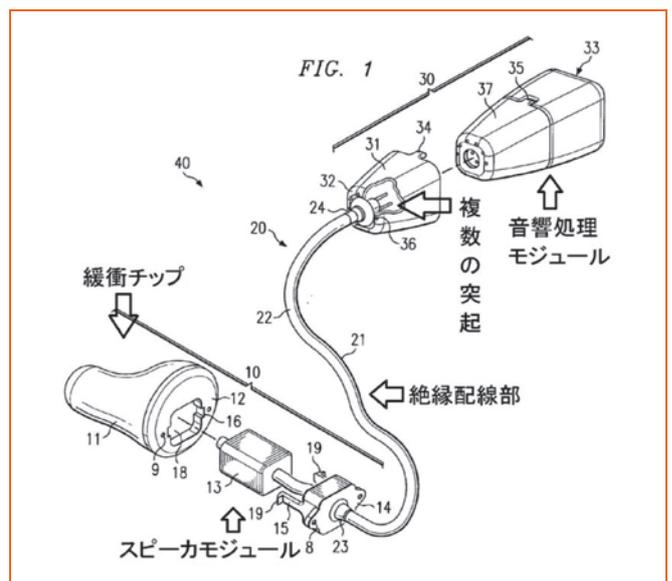
米国連邦巡回控訴裁判所の多数派（「裁判所」）は、書証に代えて基本的知識や常識に頼ることは実質的証拠 (substantial evidence) による支持を欠くものであり、当事者系再審査手続において、特許審判抵触審査部「審査部」⁽¹⁾ 及び審査官がした判断（米国特許 7,016,512 号特許（「512 特許」）のクレーム 3 及び 9 に規定された特定の構造が公知技術であるとの第三者申立人の主張を拒絶したこと）に誤りはなかったものと判断した。裁判所は、審査部の審決は KSR 最高裁判決⁽³⁾ に反していないとも判示した。文献を提示せず自明であると判断された場合にどのように反論をしておくべきかについて、実務者への示唆を含む興味深い判決であるため、以下紹介する。

第2 事件の背景

1 この裁判は、Hear-Wear Technologies（「被控訴人」、以下「Hear-Wear」）が保有する 512 特許のクレーム 3 及び 9 が自明であるとして拒絶すべきではないとの当事者系再審査手続における審査官の判断を肯定した審査部の

審決を不服として、K/S Himpp（「控訴人」、以下「K/S Himpp」）が控訴したものである。

2 512 特許では、独立クレーム 1 がスピーカモジュールおよび緩衝チップを備える補聴用モジュールを規定し、クレーム 1 に従属するクレーム 2 がスピーカモジュールに接続される絶縁配線部を規定し、争点となる「複数の突起」を規定するクレーム 3 がクレーム 2 に従属している。同様に独立クレーム 7 がクレーム 1 と類似の補聴器に係る発明を規定し、クレーム 7 に従属するクレーム 8 が絶縁配線部を規定し、「複数の突起」を規定するクレーム 9 がクレーム 8 に従属している。クレーム 3（クレーム 9 も類似）は以下のように規定されている。



3. The at least partially in-the-canal module for a hearing aid of claim 2 wherein said insulated wiring portion is terminated by a plurality of prongs that provide

a detachable mechanical and electrical connection to an audio processing module.

(訳文：…前記絶縁配線部は、音響処理モジュールに機械的電氣的な接続を着脱自在に提供する複数の突起により終端されている)

- 3 512 特許の審査段階で、審査官は当初、先行技術を引用することなく、クレーム3および9が「電氣的接続やプラグとして複数の突起を設けることは公知技術である」と認定した。被控訴人は「公知技術」であるとの審査官の認定に反論せず、独立クレームを補正することにより、全クレームの権利化を果たした。
- 4 その後、特許庁は K/S Himpp の第三者申立による当事者再審査手続を認めた。K/S Himpp は、申立において、審査段階で審査官に結論されたように着脱可能な接続は本願発明時に知られていたものであるから、クレーム3および9は自明であると主張した。しかし、再審査手続の審査官は、主張を裏付ける証拠を提出しなかったという理由で K/S Himpp の申立を採用しなかった。
- 5 次いで、当事者系再審査手続は、双方当事者の不服申立により、合議体の審理に移った。合議体は、クレーム3及び9の内容が「公知」であると反論する K/S Himpp は、その主張を支持する基礎となる事実関係についての記録部分を何ら示していないと判断した。また合議体は、審査段階において、審査官はクレーム3及び9の「複数の突起」という特徴に関して留意しておらず、Hear-Wear が審査官の見解を黙認することでクレームの限定事項を先行技術として自認したことの示唆も見当たらないと認定した。そして、合議体は、クレーム3及び9の特定の構造的特徴が公知の技術要素であることを結論付ける根拠があるとする K/S Himpp の主張に同意しなかった。従って、合議体は、クレーム3及び9が自明であるとする K/S Himpp の拒絶理由の申立を採用しなかった審査官の判断を肯定した。

第3 裁判所の判断

- 1 控訴における争点は、控訴人 K/S Himpp による主張（書面による証拠を示すことなくクレーム3及び9の特定の構造的要素が公知技術であるとの主張）を受け入れなかった合議体の判断は KSR 最高判に反しているかであった。
- 2 審理において、控訴人 K/S Himpp は、審査官及び合議体が、当業者の知識を考慮しなかったこと、及び、記録上の書証の支持が無いことを理由に当業者の知識を考慮することを拒むことは KSR 最高判に反しているとも主張した。
- 3 しかし、裁判所は、被控訴人 Hear-Wear の主張（512 特許のクレーム3及び9の構造的特徴が公知技術の要素であるという主張を支持する記録上の証拠を合議体が要

求したことは正しかったとの主張）に同意した。また「機械的電氣的な接続を着脱自在に提供する複数の突起」という限定のあるクレーム3及び9の特許性は周辺の争点（peripheral issue）以上のものを提供しており、この限定のあるクレームの特許性を決定するにあたっては、主要事実の認定を要するのであって、控訴人 K/S Himpp や合議体からは単なる結論的主張以上のものが要求され、控訴人は事実認定を支持する記録上の具体的な証拠を指摘しななければならないと判示した。

- 4 裁判所は、記録上の証拠が「複数の突起」の限定を支持するために必要であることは、公知文献及び発行された特許の内容の重要性のみに過剰な重きを置くことに警鐘を鳴らした KSR 最高判の訓示に反しないとも述べた。裁判所は、組み合わせや変形の際に当業者が想到する常識を合議体が考慮しなかったことが本件の争点となっているのではなく、むしろ、重要な構造的限定について、記録上の証拠を提示することなしに広く知られた知識であるとの第三者からの結論的主張について受け入れなかったことの是非が争点となっているのである、と述べた。
- 5 裁判所は、特許庁の審査手続が被控訴人 Hear-Wear の立場を支持している理由として、審査官が拒絶理由を支持するために常識に頼るのは限られた状況においてのみ妥当であること、審査官の個人的知識に基づく公知技術の認定に対して出願人が認定に十分反論した場合には、審査官は当該認定を支持する特定の事実関係についての声明や説明を提供しなければならないことが審査基準に規定されている点を指摘した。
- 6 そして裁判所は、合議体は発明事項に造詣が深いものの核心的な事実認定のために書証に代えて概略的な結論を受け入れることはできないと述べ、控訴人 K/S Himpp は、クレーム3が公知の要素であるとする反論を支持する記録上の証拠を引用しなかったのであるから、控訴人の自明性の反論を採用しなかったという合議体の判断を首肯すると判示した。

第4 実務上の影響

- 1 本判決では、技術常識に基づき自明であるとの審査官の認定があったにも拘わらず特許が維持された点で、審査官の常識に基づき自明性を否定しうる可能性を示唆した KSR 最高判に逆行する判断ともいえる。一般論としては、クレームを拒絶するために自らの知識に基づき公知であると主張することは適切でない。なぜなら、特許庁は、後の裁判において検証しうるに資する十分な証拠を含む記録を提供すべきだからである。
- 2 本件では、技術常識に基づき自明であるとする審査官の

認定に出願人である被控訴人 Hear-Wear が特段反論していなかったものの、自明であるとの主張を十分裏付ける証拠を控訴人 K/S Himpp が出さなかったため、結果的には被控訴人は救われた。しかしながら、KSR 最高判によれば、審査官の個人的見解に基づく「顕著な事実」(Official Notice) であっても自明判断の証拠になりうるものであり、この顕著な事実に出願人が適切に反論していない場合、当該認定事項が出願人の自認した公知技術とされうる可能性をこの裁判例は示唆している。よって、審査官の主張する顕著な事実に対しては、出願人は書証を提出するように要求するか、または審査基準に従って宣誓供述書 (affidavit) を提出するように要求すべきである。また顕著な事実が主張されていないが、特定の構造的特徴が公知技術であるとする審査官の主張に基づく拒絶に対しては、必要な構成要素を開示する証拠が示されず、疎明 (prima facie case) が成り立たないという前提で反論すべきである。

以上

- (1) 米国改正特許法 (The Leahy-Smith America Invents Act) 適用前の当事者系審判 (inter parte reexamination)
- (2) Board of Patent Appeals and Interferences: 米国改正特許法適用前の審判部
- (3) KSR Int'l Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 (2007): 公知文献及び発行された特許の内容の重要性のみに過剰な重きを置くことに警鐘を鳴らした米国最高裁判決。
- (4) KSR 最高判では、組み合わせや変形の際に当業者が想到する知識、創造性や常識にほとんど頼ることなく、既に記録にある個々の先行技術の開示事項に基づいて自明性を決定するという厳格なアプローチに対して批判した (Id., at 415-22)。
- (5) 米国審査基準 M.P.E.P. §2144.03
- (6) 米国特許法規則 §1.104 (d) (2); 米国審査基準 M.P.E.P. §2144.03 (c)
- (7) 「顕著な事実」(official notice) と同義の証拠として「設計変更事項」(design choice)、「常識」(common knowledge)、「通常の創作」(ordinary ingenuity) が用いられることもある

弁理士
大貫敏史
(1960年生)

Toshifumi Onuki
直通 / 03-6438-5530
MAIL / tonuki@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判
電気・電子 / 情報通信 / 半導体

【登録、所属】
日本弁理士会

平成26年改正景品表示法の概要と実務上の留意点

— 弁護士 白石和泰
— 弁護士 海住幸生
— 弁護士 木宮瑞雄

第1 2つの法改正の概要

平成 25 年、大手ホテルやレストラン等において、産地や食材の種類に関して偽装を行っている事案が相次いで発覚し、食品偽装問題として社会問題化した。これを受けて、平成 26 年に景品表示法の改正が 2 度にわたって行われた。

まず、一つ目の改正法は、①事業者の表示等管理体制整備措置を義務付けること、②都道府県知事に措置命令等の権限を付与し、また事業所管大臣への調査権限の委任を可能とすること、③適格消費者団体への情報提供体制を強化することの 3 つを柱とするものであり、すでに平成 26 年 6 月に成立し、同年 12 月 1 日に施行されている (以下、当該改正を「6 月改正」といい、6 月改正後の景品表示法を「6 月改正法」という)。

さらに、平成 26 年 11 月 19 日には、優良誤認又は有利誤認表示を行った事業者に対する課徴金納付命令を可能にする改正法 (以下「11 月改正法」という) が成立し、同月 27 日に公布された。この 11 月改正法は、平成 28 年春ころに施行予定である。

本稿では、6 月改正法の中でも特に上記①と②に関する説明を行う。なお、課徴金納付命令に関する 11 月改正法については、稿を改めて論じる予定である。

第2 事業者のコンプライアンス体制整備措置の義務付けについて

1 体制整備措置の概要

6 月改正法の 7 条において、事業者のコンプライアンス体制整備措置義務が新たに規定された (下線に筆者らが追記)。

6月改正法第7条

- 1 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 (以下この条において単に「指針」という。) を定めるものとする。
(以下略)

このように 6 月改正法 7 条 1 項により、事業者は、景品類の提供又は自己の供給する商品若しくは役務についての一般消費者向けの表示 (以下総称して「表示等」という) に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置 (以下「体制整備措置」という) を講じることが義務付けられた。同 2 項は、体制整備措置の具体的な内容に関して内閣総理大臣が指針を定めることとされ、同項に基

づき、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(以下「本指針」という。)⁽¹⁾が平成26年11月14日に公表されている。

② 表示に関する体制整備措置が求められる事業者

どの事業者が景品類の提供者となるのかは通常明らかであるのに対し、どの事業者が景品表示法上の表示主体となるのか(6月改正法との関係で言えば、どの事業者において体制整備措置が求められるのか)はしばしば問題となるところである。本指針においては、「自己の供給する商品又は役務についての一般消費者向けの表示をする事業者に対して必要な措置を講じることを求める」との整理がなされている。つまり、①一般消費者向けの表示をしていること、②当該表示が自己の供給する商品又は役務についての表示であること、の二つが、表示主体、すなわち、表示に関する体制整備措置が求められる事業者を判断する際の要件となっている。

①の要件にいう「一般消費者向けの表示」とは、事業者向けの表示ではないことを意味する。但し、事業者向けの表示であっても、それが一般消費者の目に触れ、直接的に一般消費者の誤認を生じさせるような場合には、①の要件に該当する可能性があることに留意が必要である。

②の要件についていえば、例えば、広告代理店やモールの運営会社等は、自己の供給する商品又は役務についての表示をしていないのが通常であるから、原則として②の要件に該当しない。もっとも、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる場合は、②の要件に該当する。

③ 体制整備措置の具体的な内容

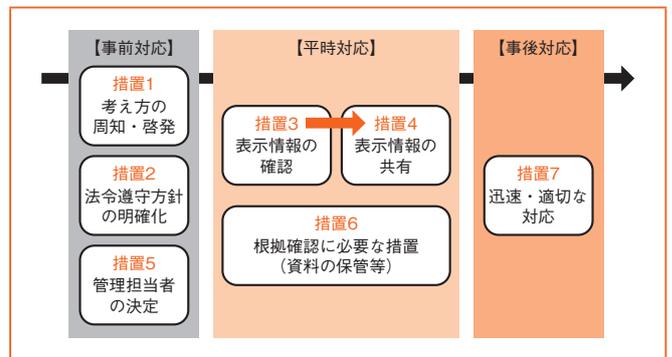
(1) 総論

本指針には、事業者が講ずべき体制整備措置の具体的な内容として、以下の7つの措置が掲げられている。

1. 景品表示法の考え方の周知・啓発
景品表示法の考え方について、表示等に関係している役員及び従業員にその職務に応じた周知・啓発を行うこと。
2. 法令遵守の方針等の明確化
不当な表示等の防止のため、景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化すること。
3. 表示等に関する情報の確認
次の情報を確認すること。
(1) 違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等(景品類を提供しようとする場合)
(2) 表示の根拠となる情報(商品又は役務の長所や要点の内容等について積極的に表示を行う場合)
4. 表示等に関する情報の共有
前記3で確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が必要に応じて共有し確認できるようにすること。
5. 表示等を管理するための担当者等を定めること
表示等に関する事項を適正に管理するため、本指針に定める要件を満たす表示等管理担当者又は担当部門をあらかじめ定めること。

6. 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
前記3で確認した情報を、表示等の対象となる商品又は役務が一般消費者に供給され得ると合理的と考えられる期間、事後的に確認するために、資料の保管等の必要な措置を採ること。
7. 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
特定の商品又は役務に景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、その事案に対処するため、次の措置を講じること。
(1) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
(2) 前記(1)の事実確認に即して、不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行うこと。
(3) 再発防止に向けた措置を講じること。

これら7つの体制整備措置は、①事前に対応すべきもの(措置1、2、5)、②日々対応すべきもの(措置3、4、6)、③事後に対応することとなるもの(措置7)に分類可能であり、これらを時系列で整理すると下図のとおりとなる。



講ずべき具体的措置の内容は、事業者の規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、各事業者において個別具体的に判断されるべきものとされている。本指針には「別添」として参考となる具体的事例が記載されているため、これを参考にしつつ、各事業者において具体的にどのような体制整備措置を講ずる必要があるのかを検討する必要がある。

なお、体制整備措置が求められる事業者は、その規模や業態等を問わず、これら7つの措置の全てを講ずる必要があるという点に留意する必要がある。すなわち、各事業者に裁量が認められているのは、7つの措置としてどのような具体的方法を選択するかにすぎず、7つの措置を講ずること自体を免れることはできないということである。

第3 都道府県知事による措置命令等と事業所管大臣の調査の導入について

本改正では、行政による事業者の監視指導体制を強化するための内容も含まれている(改正法12条)。

すなわち、まず、国と地方との密接な連携を確保して問題事案に的確に対処するために、これまで調査権限しか付与されていなかった都道府県知事に対して、措置命令権限と表示

の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出要求権限が新たに付与された。

また、当該事業の実情を踏まえた迅速かつ確かな法執行を推進するため、消費者庁長官が、調査権限を事業所管大臣等に委任することが認められた。これにより、例えば食品の不当表示については、緊急等の場合、農林水産省の職員が調査をすることも可能となる。

第4 最後に

本改正は多くの事業者に対して景品表示法遵守のための体制整備措置を直接義務付けるものであり、事業者へのインパクトは大きいものと思われる。本稿では紙幅の関係上詳細な解説はできなかったが、平成26年12月8日及び16日に当職らが実施した6月改正法及び11月改正法に関するTMI特別セミナーにおいては、より実務的で詳細な内容を解説させていただいた。そこで、クライアントの皆様におかれては、必要に応じて、同セミナーの資料等をご請求いただき、ご参照いただきたい。

以上

(1)http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141114premiums_5.pdf

(2)従業員には、一般消費者に対する表示(商品説明、セールストーク等)を行うことが想定される者が含まれるため、正社員のみならずアルバイト等も含まれる。

弁護士
白石和泰
(1972年生)

Kazuyasu Shiraiishi
直通 / 03-6438-5652
MAIL / kshiraiishi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 景品表示法を含む消費者関連法 / 個人情報保護法を含む情報関連法 / 情報・サイバーセキュリティ / IT・通信 / リスクマネジメント / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際法務 / 消費者対応 / 相続 / 遺言作成 / 遺産分割協議

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2003)
外務省経済局政策課専門員

弁護士
海住幸生
(1979年生)

Yukio Kaiju
直通 / 03-6438-5363
MAIL / ykaiju@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

私的独占・不公正な取引方法 / 企業結合 / 景品表示法 / 下請法 / カルテル・談合 / 国際カルテル / 商事関連訴訟 / リスクマネジメント / 民事再生・会社更生 / 破産・特別清算

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2008)

弁護士
木宮瑞雄
(1986年生)

Mizuo Kimiya
直通 / 03-6438-4453
MAIL / mkimiya@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / 一般企業法務 / コーポレートガバナンス / 商事関連訴訟 / 刑事訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 消費者関連法 / カルテル・談合 / 国際カルテル / 企業結合 / 下請法 / 景品表示法 / IT・通信 / 破産・特別清算

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2013)

平成27年個人情報保護法改正に向けての諸論点 ～ビッグデータの利活用のために～

— 弁護士 白石和泰
— 弁護士 村上諭志

第1 はじめに

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正については、パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うために設置されたパーソナルデータに関する検討会が、平成25年9月より検討を継続してきたところである。同検討会においては、法改正の方向性を示す「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(以下「大綱」という。)が昨年6月にとりまとめられ、昨年12月には、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」(以下「骨子」という。)がとりまとめられ、⁽¹⁾改正の対象項目と制度設計の大枠が示されてい

る。今後は、骨子を踏まえて具体的な改正案が、可能な限り早期に国会に提出される予定である。本稿においては、骨子において改正事項とされているもののうち、一定規模の一般企業にとって特に重要であると考えられる事項に絞ってその概要を紹介する。

第2 骨子における重要項目

■ 個人情報の定義の拡張

個人情報の範囲に関し、骨子においては、生存する個人に関する情報であって、次の①又は②に該当するもののうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとされている。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの(例:指紋データ及び顔認識データ)

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの(例:携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号)

どの範囲までの情報が、新たに個人情報として整理されるのかは、結局、どのようなものが「政令で定めるもの」とされるのかによる。この点、骨子においては、情報通信端末 ID や IP アドレスなどは、②の例として明示されていないが、従前の検討状況からすればこれらも「政令で定めるもの」とされる可能性がある。現行法においては、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合を除き、これらの情報は個人情報として整理されていなかったところ、これらを収集・利用している事業者は、今後の改正動向をより注視する必要がある。

② 匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備

近時、ビッグデータの活用が注目されているが、現行法においては、どのように個人情報の匿名化をすれば個人情報保護法の対象外となるのかが明確ではなく、ビッグデータ活用の障壁となっていた。そこで、骨子においては、以下の条件の全てを満たすことにより、特定の個人を識別できないように加工した個人情報(以下「匿名加工情報」という。)を第三者に適法に提供することを可能にするとされている。

- ①個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を復元することができないように匿名加工情報を作成すること。
- ②匿名加工情報の作成につき、事前に個人情報保護委員会に届け出ること。
- ③第三者提供の旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示すること。

また、匿名加工情報の受領者は、当該匿名加工情報の再識別化(作成者が削除した記述等及び加工の方法に関する情報の取得、又は他の情報との照合)が禁止されている。さらに、当初の提供者のみならず、その後匿名加工情報を受領した者についても、当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供の旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないとされ、転々流通することを念頭においた手当てがなされている。

匿名加工情報の加工方法については、個人情報保護委員会規則で定めることとされており、具体的な方法については当該規則の成立を待つ必要がある。もっとも、従前の検討状況からすれば、詳細な加工方法等については、業界による自主的な規制に委ねられることになるものと推測される。

③ 利用目的の制限の緩和

現行法においては、変更前の利用目的と相当の関連性が認められないものに利用目的を変更する場合には、本人の同意が必要である(法第15条第2項)。

骨子においては、個人情報取扱事業者は、以下の各要件を満たすことを条件に、本人の同意なく利用目的を変更可能とされている。

- ①個人情報取得時に利用目的を変更することがある旨を通知又は公表すること
- ②次の(a)～(d)を予め本人に通知し、又は容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ること
 - (a)変更後の利用目的
 - (b)変更に係る個人情報の項目
 - (c)本人の求めに応じて変更後の利用目的による取扱いを停止すること
 - (d)本人の求めを受け付ける方法等

これにより、事業者としては、利用目的を事業目的に応じた機動的に変更できるようになることが期待されるが、一方で本人の利益とのバランス上、最終的にどのような手当てがなされるのか今後の動向に注目する必要がある。

④ 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要する記述等(例:本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴)が要配慮個人情報(仮称)と整理され、下表のとおり、通常の個人情報よりも厚く保護するとされている。

現行法	骨子
特別の規定は存在せず、要配慮個人情報(仮称)の取得に同意は不要。 ※ただし、一部のガイドラインにおいては、センシティブ情報の取得は原則禁止。	・本人の同意を得ない取得を原則禁止。 ・上記3の利用目的の制限緩和による利用目的の変更禁止。 ・本人の同意を得ないオプトアウトによる第三者提供の禁止。

なお、ここで要求されている取得時の同意は、明示的なものである必要があるのか、黙示的なもので足りるのか等については明らかではなく、今後の改正動向を注視する必要がある。

⑤ 個人情報データベースについての規制強化

個人情報データベースの取り扱いについての規制が強化され、個人情報データベース提供罪(業務上個人情報データベース等を取り扱っていた者が、不正な利益を得る目的で提供・盗用する行為を処罰するもの)の新設に加えて、個人情報データベース等の提供者・受領者に対して下表の義務を課すとされている。

個人情報データベース等の提供者の義務	個人情報データベース等の受領者の義務
・提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録の作成・保存義務	・提供者が当該個人情報データベース等を取得した経緯等の確認義務 ・提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録の作成・保存義務

⑥ 個人データ削除の努力義務

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要が無くなったときは、遅滞なく当該個人データを消去する努力義務が課されるとされている。当該義務は、努力義務ではあるが、企業としては、文書管理規程や実際の運用の見直し等を検討する必要がある。

7 個人情報保護委員会の新設

個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等の事務をつかさどる機関として、個人情報保護委員会が設置するとされている。

現行法においては、主務大臣が報告徴収・命令等の権限を有していたが、個人情報保護委員会にはこれらに加えて、立入検査の権限等が付与されることとなる。個人情報保護委員会は、個人情報の保護と利活用をバランスよく推進する第三者機関としての役割が期待されている。

8 グローバル化に対応するための規定の整備

(1) 域外適用

国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して個人情報を取得した者が外国において当該情報を取り扱う場合にも、法が適用されるとされている。

(2) 個人データの外国にある第三者への提供の制限

個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合は、原則として当該提供についての本人の同意が必要であるが、以下のいずれかに該当する場合には、本人の同意は不要であるとされている。

①日本と同等の水準の個人情報保護制度を有する国として個人情報保護委員会が定める国にある第三者に提供する場合

②第三者たる受領者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する個人情報管理体制を整備している場合

この点、パーソナルデータ検討会では、個人情報の国外移転については、同一事業者内での移転、委託先への移転等

の類型ごとに検討されていたが、骨子においては、移転先が第三者である場合のみを規制対象としている。このことからすると、たとえば同一事業者間での個人情報の国外移転については、本人の同意なく行うことができるとの趣旨であるものと思われる。もっとも、ここにいう第三者に委託先も含まれるのかどうか、という点は整理が必要であるものと思われる。

第3 おわりに

現段階ではまだ具体的な法律案は明らかとなっていないが、法改正の方向性もだいたい煮詰まって来ており、個人情報を取り扱う企業は、継続して法改正の動向を注視しておく必要がある。例えば、自社の事業活動に当たり取得している情報で、今回新たに個人情報に該当すると整理される情報がないか等、自社の事業活動に影響を与える事項の有無・インパクトを検討しておくべきである。また、逆に、今まで不可能ないし憚られていたが、法改正により適法性やレピュテーションを気にせず可能となるビジネスも存在するところ、法改正を戦略的に活用することも重要である。特に、匿名加工情報（仮称）に関する規定を利用したビッグデータの活用については注目度が高く、様々な新規ビジネスが生まれることが想定される。

IT・情報保護法関連分野をよく取り扱っている我々も引き続き今回の改正について注視するとともに、セミナー等の開催も含め、継続的に情報提供をさせていただく予定である。

以上

(1) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai13/siryu1.pdf>

弁護士
白石和泰
(1972年生)

Kazuyasu Shiraishi
直通 / 03-6438-5652
MAIL / kshiraishi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 景品表示法を含む消費者関連法 / 個人情報保護法を含む情報関連法 / 情報・サイバーセキュリティ / IT・通信 / リスクマネジメント / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際法務 / 消費者対応 / 相続 / 遺言作成 / 遺産分割協議

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2003)
外務省経済局政策課専門員

弁護士
村上諭志
(1981年生)

Satoshi Murakami
直通 / 03-6438-5415
MAIL / smurakami@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商標 / 著作権 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / IT・通信 / 知財訴訟・審判 / 消費者関連法 / 不正競争 / 景品表示法 / その他国際法務 / エマージング・カンパニー

【登録、所属】

東京弁護士会(2007)
ニューヨーク州(2014)

カナダ商標法改正について

— 弁理士 佐藤俊司
— 弁理士 山田 薫

第1 はじめに

2015 年末又は 2016 年初めにカナダ商標法の改正が予定されている。カナダの商標法は、商品・役務区分という概念

を採用しない点や、存続期間についても他国とは異なる独特の制度を採用していたが、今回の商標法改正では、カナダの商標制度をより国際的な基準に近いものとするための大幅な改正が予定されており、これにより、日本企業及び海外企業のカナダでの商標出願、及びカナダの企業の海外出願が容易となる⁽¹⁾ことが期待される。

第2 改正点1：国際条約への加盟

最も重要な改正点として、「標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」（以下、「ニース協定」という。）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」（以下、「マドリッド協定議定書」という。）という2つの国際条約への加盟を目指すことが挙げられる。なお、これらの国際条約に加えて、カナダは「商標法に関するシンガポール条約」への加盟も目指すが、本稿では上記2つの国際条約について述べる。

「ニース協定」の締約国は現在84ヶ国である⁽²⁾。商標出願を行う場合には、その商標がどのような商品やサービス（役務）に対して用いられるのかを特定しなければならないが、本協定では、商品を34分類、サービスを11分類に分類する「ニース分類」を定めており、ニース協定の締約国のみならず、商標出願の際にはニース分類を利用して出願することが、国際的な商標実務となっている。その中で、カナダはこれまでニース分類を採用していなかったが、加盟を目指すマドリッド協定議定書においては、ニース分類に基づき分類して出願することが要請されることから、カナダでニース分類を採用することは必須であった。

マドリッド協定議定書については、現在の加盟国は91ヶ国である⁽³⁾。マドリッド協定議定書により、加盟国は自国での商標出願・登録を基礎として、世界知的所有権機関に対して、複数の加盟国を指定して一括で商標出願をする、いわゆる国際登録出願を行うことができる。国際登録出願は、低コストで、簡易な手続きによって複数の国に対して商標出願を行うことが可能とするものであり、カナダがマドリッド協定議定書に加盟することにより、カナダの企業によるカナダからの国際登録出願、及び海外の企業によるカナダを指定国とする国際登録出願を行うことが可能となる。

第3 改正点2：登録要件の緩和

カナダにおいては、米国と同様、出願時に出願の基礎を特定することが求められている。現在のカナダでの商標法においては、(1) カナダにおける使用、(2) 外国における使用・登録、(3) カナダにおける使用意志、(4) カナダにおける周知、の4つの基礎のうち一つ又は複数を選択して商標出願を行う必要がある。

(1) の「カナダにおける使用」を出願の基礎とする場合には、出願時にすでにカナダで商標を使用している必要がある。また、(2) の「外国における使用・登録」については、カナダで出願する商標と同一の商標を外国で登録しており、かつ、外国でその商標を使用している必要がある。米国でも商標出

願時に出願の基礎を求められるが、米国では外国での商標登録さえあれば出願の基礎とできるのに対して、カナダでは外国での商標登録に加えて、外国で商標を使用している必要がある。(3) の「カナダにおける使用意志」を出願の基礎とする場合には、出願時にカナダで商標を使用している必要はないが、出願後いずれかの時点でカナダでの商標の使用を開始し、カナダでの商標使用の開始日を記載した使用宣誓書を提出しない限り、最終的に登録できない。さらに、(4) の「カナダにおける周知」を出願の基礎とする場合には、カナダで商標が広く知られている必要がある。

現在、日本からカナダに商標出願を行う場合には、日本でその商標を登録しており、かつ日本で使用を開始していれば、(2) の外国における登録・使用を基礎として出願することができるが、それ以外の場合では、カナダで商標の使用を開始しているか、近いうちに使用を開始しない限り、または、カナダで商標が広く知られていない限り、商標登録をすることができない。

従来は、かかる要件のため、日本を含む海外企業は、カナダでの商標出願について、消極的になる場合があったが、改正商標法においては、商標出願時に出願の基礎を特定することは求めず、また、所定の審査が終了し、登録料を支払うことにより、カナダでの商標使用を開始したことを証する使用宣誓書等を提出しなくても、商標が登録されることとなり、要件が緩和される。

第4 改正点3：Combating Counterfeit Products Act (CCPA) の制定

カナダは他の国と比較して、模倣品・海賊版に対する法律が不十分であると言われていたが、2015年1月1日に、模倣品・海賊版対策を強化すべく、Combating Counterfeit Products Act (CCPA：模倣品・海賊版対策法) が発効した。

主な改正点は以下の3つである。

(1) 商標法・著作権法上に模倣品・海賊版の民事上の禁止条項の追加

まず、カナダ商標法第20条に規定される「侵害」の定義が拡大されることになり、また、商標権侵害に該当する行為として、「混同を生ずる商標等に関連して、商品を輸入、輸出又は輸出を試みること」、「混同を生ずる商標等を付したラベルや包装を販売、販売の申し出又は配布すること」等が追加される予定である。

(2) 商標法上に刑事罰の追加

さらに、商標権や著作権侵害に対する刑事罰が強化され、上記の行為も刑事罰に追加されるほか、罰金額の上限が100万カナダドル、懲役の上限が5年に

引き上げられる。なお、より軽微な犯罪については、25,000 カナダドルの罰金及び（又は）6 ヶ月の懲役となる。

(3) 税関登録制度の導入

さらに、本年1月より、商標権者及び著作権者は、模倣品・海賊版差し止め等のために、税関当局である Canada Border Services Agency (CBSA：カナダ国境サービス庁) に対して、「Request for Assistance (RFA)」を提出することにより、商標権及び著作権を登録できることになった⁽⁴⁾。

CCPA の下では、登録商標を有する商標権者及び登録の有無を問わず保護されるべき著作権を有する著作権者は、CBSA に対して、RFA 申請を行っておくことにより、侵害疑義物品が発見された場合、最大10日間当該侵害疑義物品を留置することが可能となり、その期間に侵害疑義物品のサンプル、輸出者・輸入者・所有者の名前・住所、侵害疑義物品の量、製造国等、侵害疑義物品に関する情報を提供するように要求することができる。なお、1つのRFA申請に含めることのできる商標権及び著作権に制限はなく、いったん登録することで2年間有効（その後2年ごとに更新）となる。RFA申請についての費用は無料だが、RFA受領後は、権利者が侵害疑義物品の引き留め及び破壊にかかる費用を負担する。

商標権者及び著作権者は、CBSAから提供された情報に基づき、侵害疑義物品が模倣品・海賊版かを判断し、民事手続きに進むかどうかを決定するが、必要に応じてさらに10日間の留置を要求することができる。その後、権利者が当該侵害疑義物品に対して民事手続きを進めた場合、権利者はCBSAにその旨を通知し、侵害疑義物品は裁判手続きが終わるまでさらに留置される。

第5 改正点4:その他の改正点

商標の存続期間については、その期間の起算点を出願日とするか登録日とするかは、各国によってばらつきがあるものの、存続期間は10年であることが世界の主流である。カナダは商標の存続期間を登録後15年と定めているが、改正商標法においては、存続期間はグローバルスタンダードである10年へと変更される予定である。なお、商標法改正前に更新手続きを行ったとしても、更新期限が商標法改正後の日付であるものについては、存続期間は10年に設定される予定とのことである。

また、改正商標法においては、指定商品・役務の一部を

分割することが可能となる。審査の過程で一部の商品・役務が拒絶された場合には、拒絶理由がない商品・役務について分割することにより、それら商品・役務については早期に登録を目指すことができる。

第6 今後の対応

以上のとおり、今後1年以内に上記のとおりカナダで大幅な商標法改正が実現する見通しである。これにより日本企業がカナダにおいて低コストで、簡素な手続きにより商標出願を行うことが可能となる。

一方で、ニース分類を採用することにより、区分数増加に伴う出願コストが増加することが予想されるため、近いうちにカナダ商標出願を予定する企業には、商標法改正前にカナダで商標出願を行うことを勧めたい。なお、商標法改正前を出願日とする商標出願についても、商標法改正後は使用宣誓書提出等の要件は撤廃される。

また、存続期間が登録後15年から10年に短縮されるが、改正前に更新手続きを行ったとしても、更新期限が商標法改正後の日付であるものについては、存続期間は10年に設定される予定であるため、早期に更新手続きを行ったとしても、存続期間を15年に維持することはできない。ただし、商標法改正により更新費用が増額される可能性はあるため、その意味では、商標法改正前に更新手続きを行っておくことは得策であると考えられる。

さらに、今回の税関登録制度の導入は、未だその運用に不明な点があるものの、カナダにおける水際対策の大きな前進と言える。登録要件の緩和に伴い、模倣品・海賊版が発生しそうな商品についても、事前に商標を出願し、登録をしておくことが可能となることから、今後、これらについて出願・登録し、RFA申請をしておくことが勧められる。また、著作権については、登録の有無を問わずRFA申請が可能となるものの、なるべく著作権登録をしておくことが勧められる。カナダでのビジネスを検討する企業は、今回の商標法改正を機会に、カナダでの商標ポートフォリオの見直しを行い、追加での必要な出願・登録及びRFA申請を検討することが勧められる。

以上

(1) http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr03851.html
カナダ知的財産局は、そのホームページ上で、今回予定されている商標法改正の最も重要な改正点である国際条約への加盟を目指すこととして、「カナダがこれら国際条約を順守することにより、商標制度を現代化させ、カナダが主要な国際的基準に追いつくことを可能とする。カナダ企業に世界各国での知的財産保護のための容易な手段を与えることにより、カナダ企業が国際的なマーケットで競争力を保つことが可能となる。他国と協調する制度を採用することにより、低コストでの事業を行なうことが可能となり、海外に投資するカナダ企業とカナダ市場に投資する海外企業の両方の利益となる。」と述べている。

(2) http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&treaty_id=12

(3) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/files/madopro_kamei/members.pdf

(4) カナダ国境サービス庁のウェブサイト上で、2015年1月2日より、「Request for Assistance」の申請書がダウンロードできるようになった。
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/bsf738-eng.html>

弁理士
佐藤 俊司
(1974年生)

Shunji Sato
直通 / 03-6438-5579
MAIL / ssato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】

日本弁理士会(2002) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2005) / 日本弁理士会商標委員会委員(2009~2014)、同副委員長(2010~2012)、同委員長(2013) / 日本商標協会 常務理事(2012~)、国際活動委員会 委員(2009~)、同副委員長(2010~2011)、同委員長(2012~) / 国際商標協会非伝統的商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2012~)、ラウンドテーブル委員会委員(2013~) / アジア弁理士協会商標委員会委員(2010~)

弁理士
山田 薫
(1979年生)

Kaoru Yamada
直通 / 03-6438-5684
MAIL / kyamada@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標

【登録、所属】

日本弁理士会(2011)

賃料増減額確認訴訟における 適正賃料の基準時

— 弁護士 野間 敬和

第1 賃料増減額請求とは

建物賃貸借契約における賃料が、土地や建物への租税等の負担、土地や建物の価格の変動等の経済事情の変動、又は近傍同種の建物の賃料と比較して不相当となったときは、賃貸人又は賃借人は、相手方に対して、賃料の増額又は減額の請求をすることができる(借地借家法 32 条 1 項)。この賃料増減額請求は、裁判以外の方法でも行使することができ、賃料増減額請求の効力は、当該賃料増減額請求の意思表示が相手方に到達した日(実務的には賃料増減額請求の通知書が相手方に到達した日)に生じ、同日以降、賃料は客観的に相当な金額に増減される。

しかしながら、この相当額に関して賃貸人及び賃借人間で紛争が生じることがある。かかる紛争は、民事調停手続を経由した上で(民事調停法 24 条の 2)、最終的には賃料増減額確認請求訴訟で解決される。賃料増減額確認訴訟は、裁判所が相当額の賃料を確定するものであり、同訴訟の判決の主文は「……の建物の賃料が、平成●年●月●日から月額●●円であることを確認する」となることが一般的である。

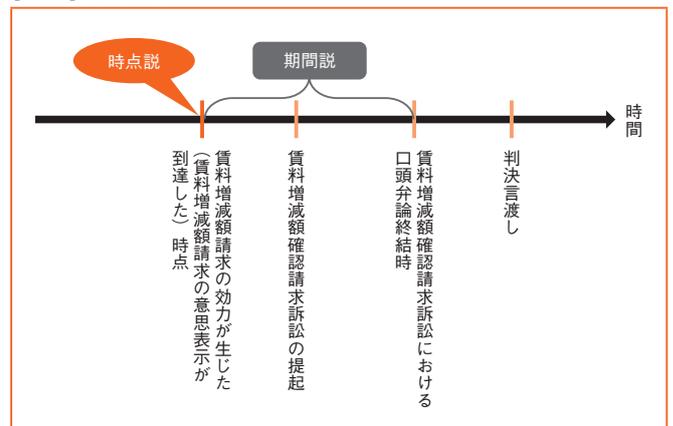
本稿は、このような賃料増減額確認請求訴訟において、適正な賃料額について判断した判決が確定した場合に、かかる判決の効力(既判力)が、いかなる時点あるいは期間の賃料の判断に対して生じるかについて争われた、最判平成 26 年 9 月 25 日(裁時 1612 号 1 頁)について、概説するものである。

第2 本件訴訟の争点

本件訴訟では、賃料増減額確認請求訴訟の確定判決の効力

(既判力)が、①賃料増減額の効力が生じた時点における賃料に関する判断に対して生じるのか(時点説)、あるいは、②当該時点から賃料増減額確認訴訟の口頭弁論終結時までの期間における賃料に関する判断に対して生じるのか(期間説)が争われた(図表 1 参照)。ここにいう確定判決の効力(既判力)とは、確定した終局判決の判断内容に対して、争いの蒸し返しを許さない効力、要するに当該終局判決と同じ理由に基づいて再度の訴え提起を禁止する効力をいう。

【図表1】期間説と時点説



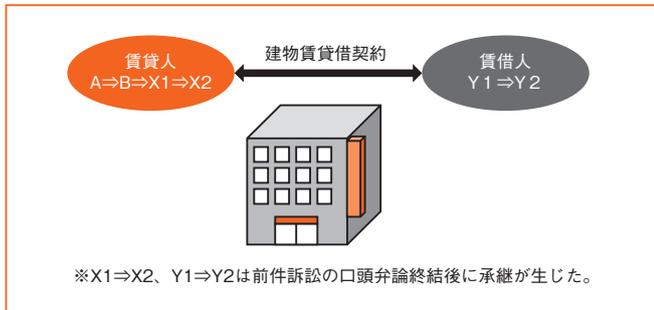
本件訴訟の争点を図表 1 に従って説明すると、時点説の考え方では、賃料増減額請求の効力が生じた時点の賃料に対する判断に対して既判力が生じるから、当事者が、同時点より後に発生した事実に基づいて賃料増減額請求を行い、賃料増減額確認請求訴訟を提起することは禁止されない。これに対して、期間説の考え方では、賃料増減額請求の効力が生じた時点から当該賃料増減額確認請求訴訟における口頭弁論終結時までの期間に対して既判力が生じるから、当事者が、この期間内に生じた事実に基づいて賃料増減額請求を行い、賃料増減額確認請求訴訟を提起することは禁止されることとなる。

本件判決の事案は、先行する訴訟における賃料増減額請求の効力発生時から同訴訟の口頭弁論終結時までの間に、新たに賃料増額請求がなされ、同請求に基づいて別訴が提起されたものであった。

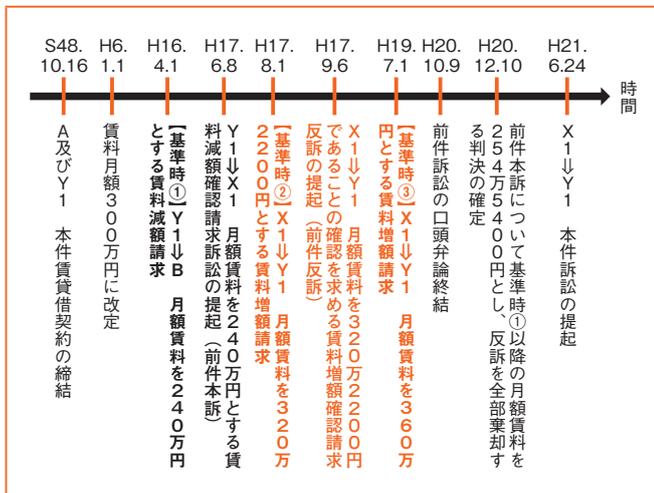
第3 最判平成26年9月25日の事案

判決の事案はやや複雑ながら、その概要は以下の通り（図表2及び3参照）である。なお、貸貸人及び借借人は、いずれも承継が生じている（図表2参照）。

【図表2】当事者関係図



【図表3】前件訴訟の経緯



- (1) 昭和48年10月16日
貸貸人A⇒借借人Y1 本件賃貸借契約の締結（期間20年、賃料月額60万円、但し、平成6年1月1日以降の賃料は月額300万円）
- (2) 平成16年4月1日【基準時①】
借借人Y1⇒貸貸人B 基準時①からの賃料を月額240万円に減額する旨の意思表示
- (3) 平成17年6月8日
借借人Y1⇒貸貸人X1 基準時①からの賃料が月額240万円であることの確認を求める訴えの提起（前件訴訟の本訴の提起）
- (4) 平成17年8月1日【基準時②】
貸貸人X1⇒借借人Y1 基準時②からの賃料を月額320万2,200円に増額する旨の意思表示
- (5) 平成17年9月6日
貸貸人X1⇒借借人Y1 基準時②からの賃料が月額320万2,200円であることの確認を求める反訴の提起（前件訴訟の反訴の提起）
- (6) 平成19年7月1日【基準時③】

貸貸人X1⇒Y1 基準時③からの賃料を月額360万円に増額する旨の意思表示

※Y1⇒裁判所 賃料月額360万円の確認を審理対象に含めると訴訟手続が著しく遅延するため、この確認請求は別の訴訟によるべきことをX1に促す訴訟指揮を裁判所に求めた

※X1 月額360万円に増額後の賃料額の確認請求を前件訴訟において追加主張せず

- (7) 平成20年10月9日
前件訴訟の口頭弁論最終
- (8) 平成20年12月10日
前件訴訟の本訴について、基準時①からの月額賃料を254万5,400円とし反訴の全部を棄却する判決の確定
- (9) 平成21年6月24日
貸貸人X1⇒借借人Y1 基準時③からの賃料が月額360万円であることの確認を求める訴えの提起（本件訴訟の提起）

(9)記載の本件訴訟の提起は、基準時③以降の賃料額が月額360万円であるとの確認を求めるものであった。しかし、この賃料増額請求の意思表示（平成19年7月1日）は、前件訴訟の反訴請求にかかる賃料増額請求の時（基準時②、平成17年8月1日）から、前件訴訟の口頭弁論最終時（平成20年10月9日）までの間に行われている。

仮に、期間説に立つ場合には、本件訴訟は、賃料増減額請求の効力が生じた時点（基準時②）から口頭弁論最終時までになされた賃料増減額請求に基づいて提起されたことになるから、確定判決の既判力に抵触して禁止される。これに対して、時点説に立つ場合には、本件訴訟が基準時③の賃料額の確認を求めるものであるから、禁止されないこととなる。

第4 原審判決及び最高裁判決

原審である東京高判平成25年4月11日は期間説を採用し、基準時③の賃料額の確認を求めることは、前件訴訟の判断内容と矛盾するから、確定判決の既判力によって許さないと判断した。

これに対して最高裁は、賃料増減額確認請求訴訟の確定判決の既判力は、当該訴訟の原告が特定の期間の賃料額について確認を求めていると認められる特段の事情のない限り、前提である賃料増減請求の効力が生じた時点の賃料額に係る判断について生ずるとして、時点説が妥当であると判断した。その理由は、以下の通りである。

- ・要件を満たした賃料増減額請求権が行使されると、賃料増減額の効力は、将来に向かって直ちに生じるものであること⁽¹⁾

- ・賃料増減額の効果は賃料増減額請求があつて初めて生じるものであるから、賃料増減額訴訟の係属中に賃料増減額を相当とする事由が生じて、新たに賃料増減額請求がない限りは、かかる事由に基づいて賃料増減額は効力を生じないこと⁽²⁾
- ・賃料増減額確認請求訴訟においては、その前提である賃料増減請求の当否及び相当賃料額について審理判断がされることとなるところ、かかる審理判断は、当事者が現実に合意した賃料のうち直近のもの（直近の賃料の変動が賃料増減請求による場合にはそれによる賃料）を基にして、その合意等がされた日から賃料増減請求の日までの間の経済事情の変動等を総合的に考慮して判断される⁽³⁾。したがって、賃料増減額訴訟において、賃料増減額請求の効果が生じた時点より後の事情は直接的には結論に影響する余地はないこと
- ・賃貸借契約は継続的な法律関係であり、賃料増減請求により増減された時点の賃料が法的に確定されれば、当該賃料の支払につき任意の履行が期待されるのが通常であるから、上記の確定により、増減額が生じる日の賃料を確定することにより賃料をめぐる紛争解決の目的は達成できること

次に最高裁は、時点説を前提として、前件訴訟は請求の趣旨において賃料額の確認を求める期間の特定はないこと、さらには前件訴訟の訴訟経過（上記、最判平成26年9月25日の事案の(6)記載の事情等）も考慮して、前件訴訟につ

き貸貸人 X1 及び借借人 Y1 が、特定の期間の賃料額について確認を求めたとする特段の事情はないとした。

第3 まとめ

本件判決の金築裁判官の補足意見でも述べられているように、本件判決は、これまで実務上は明確にされていなかった論点について判断されたものである。賃料をめぐる紛争においては、実務上、賃料増額請求及び賃料減額請求が複数回に亘って行われることがあるため、本件判決は参考になると思われる。

以上

(1) 最判昭和32年9月3日、民集11巻9号1167頁参照

(2) 最判昭和44年4月15日、裁集民95号97頁参照

(3) 最判平成20年2月29日、裁集民227号383頁参照

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004)
ニューヨーク州(2004)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。2014年12月から2015年1月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。

[email] monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第77回セミナー(2014年12月10日、11日開催)
テーマ:「上場会社が押さえておくべき東証制度と実務」
講師: 弁護士 **和藤誠治**

2 第78回セミナー(2015年1月30日開催)
テーマ:「2014年の実務者注目判決
一元知財高裁裁判長・塩月弁護士による批評を交えて」

講評: 顧問弁護士 **塩月秀平**
講師: 弁理士 **大貫敏史**
同 **澤井光一**

本ニュースレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通) / TMIニュースレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄